

広島県私立学校学校給食等負担軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、食材費が高騰する中においても、これまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう食材費の値上げ相当額を補助するため、私立学校の設置者に対し、予算の範囲内において広島県私立学校学校給食等負担軽減事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 対象校

県が認可し、県内に所在する私立の幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行していない園に限る。）、小学校、中学校及び高等学校とする。

(2) 学校給食等

次のア又はイに該当するものとする。

ア 対象校において、在籍する全ての園児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）に対し、年間を通じ、授業日の昼食として一律に提供する食事

イ 対象校において、その設置者が設置する寄宿舎に入舎する全ての生徒等に対し、一律に提供する食事

(3) 給食費

学校給食等に係る経費のうち、対象校又は調理業務を受託している事業者等が保護者等に負担を求める経費で、一回、一月又は一年当たりの単価をあらかじめ定めているものとする。

(4) 改定前の給食費

令和3年度末時点に適用されていた給食費とする。

(5) 補助対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(6) 食材費の値上げ相当額

改定前の給食費と増額改定後の給食費の差額とする。ただし、差額の一部を保護者等が負担している場合は、その額を除いた額とし、1回当たりの食材費の値上げ相当額は35円を上限とする。

なお、給食費を月額または年額で定めている場合は、その単価を設定した際に基準とした食数で除した額（1円未満切り捨て）を1回当たりの給食費とする。

(7) 対象生徒等数

毎月1日現在において、給食費を徴収する生徒等の人数とする。

(補助事業者等)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす対象校の設置者とする。

- (1) 設置者又は調理業務を受託している事業者等（以下「設置者等」という。）が、食材費の高騰を理由に、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（以下「対象期間」という。）における給食費の増額改定について意思決定していること。
- (2) 食材費の値上げ相当額の全額または一部を、設置者等が負担していること。ただし、増額改定後の給食費を保護者等から既に徴収している場合でも、対象期間内に食材費の値上げ相当額の全額または一部を保護者等に返還するなどにより、結果として設置者等が負担する場合を含むこととする。
- (3) この補助金の対象となる食材費の値上げ相当額について、国又は市町が実施する補助又は、補填を受けないこと。

（補助金の額等）

第4条 この補助金は、対象校ごとに次の各号を乗じて得た額の合計額とする。（1円未満切り捨て）

- (1) 一回当たりの食材費の値上げ相当額
 - (2) 各月の対象生徒等数
 - (3) 各月の学校給食等実施回数
- 2 対象期間内に2回以上増額改定を実施した場合は、各給食費が適用される期間ごとに算定する。

（交付申請）

第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請は、別記様式第1号に必要な書類を添えて、知事が別に指定する日までに提出するものとする。

- 2 調理業務を受託している事業者等が保護者等に負担を求める給食費であっても、対象校の設置者が申請することができる。その場合であっても、第3条の要件を満たすよう連携して補助事業を実施すること。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の規定による提出があったときは、これを審査の上、適当と認められたものについて、交付を決定し、これを通知するものとする。

- 2 規則第5条第1項及び第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 知事がこの補助事業について、必要に応じて報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、これに応じること。
 - (2) この補助事業の内容を増額変更する場合には、別記様式第2号を知事が別に定める期限までに提出し、その承認を受けること。
 - (3) この補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第3号を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (4) この補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条第1項の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、別記様式第4号に必要な書類を添えて、知事が別に指定する日までに提出するものとする。

(交付の特例)

第9条 規則第16条第1項の規定により、知事が必要があると認めるときは、補助金を概算払で交付することがある。

2 前項の規定により概算払で交付を受ける者は、規則第16条第2項の規定による補助金等概算払交付請求書の提出は不要とする。

3 第1項の規定による概算払を受けた者は、知事が別に指定する日までに別記様式第5号を提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 知事は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付(変更交付を含む。)の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき

(2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき

(3) その他知事が不相当と認めるとき

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第11条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月16日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月6日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。